平成２７年（フ）第３６１４号
東京都港区芝４丁目11番５号　田町ハラビル７階
破産者　ＤＩＥＴ－ＥＮＤ株式会社
1　決定年月日　平成27年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３６１５号
神奈川県愛甲郡愛川町春日台２丁目８－５
破産者　野見山　修
1　決定年月日　平成27年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３６５２号
東京都練馬区上石神井１丁目11－８－112
破産者　星野　利生
1　決定年月日　平成27年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３６９８号
東京都青梅市今寺５丁目12－29
破産者　伊東　照男
1　決定年月日　平成27年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３９６４号
東京都渋谷区本町５丁目34－７
破産者　八木めぐみ
1　決定年月日　平成27年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４０９２号
東京都葛飾区東新小岩８丁目９－20
破産者　熊谷　章子
1　決定年月日　平成27年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４１９７号
東京都清瀬市野塩２丁目387　清瀬野塩アパート18－412
破産者　山口　淳一
1　決定年月日　平成27年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４２３６号
東京都町田市金森７丁目５－16　メゾンドＡ１－102
破産者　川路小百合
1　決定年月日　平成27年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４２３８号
東京都葛飾区西新小岩５丁目16－４－315　伊藤方
破産者　山崎二三代
1　決定年月日　平成27年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４２４３号
東京都目黒区鷹番１丁目９－16－102
破産者　新井恵子こと　尹　　惠璟
1　決定年月日　平成27年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４２６８号
東京都世田谷区上祖師谷１丁目18－13－101、開始決定時の住所東京都世田谷区上馬２丁目15－１－506
破産者　橘田　　要
1　決定年月日　平成27年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４３１２号
東京都墨田区菊川３丁目７番５－204号室
破産者　株式会社ｐｉｐｐｉ
1　決定年月日　平成27年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４３１３号
東京都墨田区横川２丁目20－５－508
破産者　田邉　尚也
1　決定年月日　平成27年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４３４０号
埼玉県草加市手代町1036－10－201
破産者　柏木　嘉一
1　決定年月日　平成27年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４３４８号
東京都大田区大森北５丁目15－22－101
破産者　水越　康一
1　決定年月日　平成27年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４４８５号
東京都練馬区上石神井１丁目22番16号
破産者　有限会社星野商会
1　決定年月日　平成27年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４５１４号
東京都江戸川区松江７丁目28－６－603、開始決定時の住所東京都江戸川区西一之江２丁目３－４　伊藤信一方
破産者　伊藤　秀彦
1　決定年月日　平成27年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４５１５号
東京都江戸川区一之江７丁目32－９－201
破産者　伊藤　良美
1　決定年月日　平成27年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４５２９号
神奈川県横浜市港北区高田東２丁目14－25－101
破産者　李　　明喜
1　決定年月日　平成27年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４５９８号
東京都新宿区下落合３丁目22番20号
破産者　株式会社ダンディーライオン
1　決定年月日　平成27年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４７２８号
東京都板橋区成増２－３－８－203、商業登記簿上の本店所在地東京都練馬区大泉学園町２丁目21番26－505号
破産者　株式会社オフィスエラン
1　決定年月日　平成27年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部